

昭和33年10月6日改正認可  
昭和43年3月16日改正認可  
昭和44年7月21日改正認可  
昭和50年12月18日改正認可  
昭和52年4月21日改正認可  
昭和56年1月16日改正認可  
昭和58年1月17日改正認可  
昭和63年3月23日改正認可  
平成5年11月30日改正認可  
平成6年3月16日改正認可  
平成7年4月12日改正認可  
平成9年12月19日改正認可  
平成12年8月2日改正認可  
平成13年12月20日改正認可  
平成15年5月28日改正  
平成16年8月17日改正認可  
平成21年5月27日改正  
平成23年3月28日改正  
平成28年10月21日改正認可  
令和2年10月23日改正認可  
令和6年1月11日改正認可

昭和42年3月25日改正認可  
昭和44年3月15日改正認可  
昭和48年3月28日改正認可  
昭和52年1月26日改正認可  
昭和55年3月31日改正認可  
昭和56年1月22日改正認可  
昭和61年3月17日改正認可  
平成3年4月11日改正認可  
平成6年1月28日改正認可  
平成6年12月21日改正認可  
平成7年12月22日改正認可  
平成11年12月22日改正認可  
平成13年5月29日改正認可  
平成14年1月21日改正認可  
平成15年10月1日改正  
平成18年3月31日改正認可  
平成22年5月26日改正  
平成24年6月27日改正  
令和2年3月18日改正認可  
令和4年7月7日改正認可

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人立正大学学園と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を東京都品川区大崎4丁目2番16号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法、学校教育法および私立学校法に従い、学校その他の教育研究施設を設置して、真実を求め人類社会の平和の実現を念願する立正精神に基づく教育を行い、有能な人材を育成することを目的とする。

(寄附行為の遵守)

第3条の2 前条の目的を達成するため、この寄附行為に規定する役員および評議員は寄附行為を誠実に遵守しなければならない。また、寄附行為に反する規定や役員および評議員の行為の全部または一部は、その効力を有しない。

(設置する学校の名称)

第4条 この法人は、次に掲げる学校を設置する。

一 立正大学	大学院	文学研究科	経済学研究科	法学研究科	経営学研究科
		社会福祉学研究科	地球環境科学研究科		心理学研究科
	仏教学部	宗学科	仏教学科		
	文学部	哲学科	史学科	社会学科	
		文学科			
	経済学部	経済学科			
	経営学部	経営学科			
	法学部	法学科			

社会福祉学部 社会福祉学科 子ども教育福祉学科  
地球環境科学部 環境システム学科 地理学科  
心理学部 臨床心理学科 対人・社会心理学科  
データサイエンス学データサイエンス学科  
部

- 一 立正大学附属立正高等学校 全日制 普通科
- 一 立正大学附属立正中学校

(総裁)

第5条 この法人に総裁をおき、日蓮宗管長をもってこれにあてる。

2 総裁は、この法人の創立者日蓮宗を象徴する。

## 第2章 管理

### 第1節 理事長

(理事長)

第6条 この法人に理事長1人を置く。

(理事長の地位、職務)

第7条 理事長は、この寄附行為ならびに理事会および評議員会の決定に基づき、この法人の一切の業務を総理し、この法人を代表する。

(理事長の選任)

第8条 理事長は、次の委員から成る委員会において選定された候補者につき、評議員会において出席評議員の3分の2以上の同意を得てこれを選任する。

- 一 立正大学長 1人
- 二 第27条第1項第一号のうち立正大学長を除いた評議員から 1人
- 三 第27条第1項第二号の評議員から 2人
- 四 第27条第1項第三号の評議員から 1人
- 五 第27条第1項第五号の評議員から 1人
- 六 第27条第1項第六号ならびに第七号の評議員から 1人
- 七 第27条第1項第八号の評議員から 1人

2 前項の委員会に関する規則は、評議員会において出席評議員の3分の2以上の同意を得た議決により定める。

(理事長の任期)

第9条 理事長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、同一人につき、引き続き2期を超えて理事長に選任することはできない。

2 理事長が任期の満了または辞任により退任したときには、後任の理事長が就任するまでなおその職務を行うことを要する。

3 理事長が任期の途中で辞任し、後任の理事長が就任したときは、第1項に定める任期の始まりを新年度4月とし、就任後当該年度末までの期間は任期に含めないものとする。

(理事長の職務の代理)

第10条 理事長に事故があり一時的にその職務が執行できないとき、または理事長が欠け後任者が選任されるまでの間、副理事長が職務を代行する。副理事長を置いていないときは、予め理事の互選により理事長代理を定め理事長の職務を行う。

2 前項の理事長代理を置く期間は4か月以内とする。

### 第2節 副理事長および常任理事

(副理事長)

第11条 理事会が必要と認めたときは、この法人に、副理事長1人を置くことができる。

2 副理事長は、理事長を補佐し法人の業務のうち理事長から付託された事項を執行する。

3 副理事長は、理事長が理事の中から推薦し理事会において選出する。副理事長の職を解任するときも、同様とする。

4 副理事長は、これを推薦した理事長と共に退任する。

第11条の2 削除

(常任理事の定数)

第12条 この法人に、2人以上3人以内の常任理事を置く。

(常任理事の職務)

第12条の2 常任理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

2 理事長は、各常任理事に法人の日常業務を分掌させる。各常任理事は、分掌する業務につきその担当を明確にしなければならない。

(常任理事の選任、退任、解任)

第13条 常任理事は、第15条第1項第十号の理事から理事長が推薦した者につき、理事会が選任する。

2 常任理事は、これを推薦した理事長と共に退任する。

3 常任理事の解任は理事会の議決による。

### 第3節 役員および理事会

(役員)

第14条 この法人に次の役員を置く。

一 理事 11人以上15人以内

二 監事 2人以上3人以内

(理事の選任)

第15条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

一 理事長 1人

二 削除

三 立正大学長 1人

四 立正大学付属立正高等学校、立正大学付属立正中学校の各の長の職にある者から 1人

五 立正大学各学部の専任教授であり、かつ副学長でない者から 2人

六 第27条第1項第六号ならびに第七号の評議員から 1人

七 事務局長 1人

八 第27条第1項第八号の評議員から 1人以上2人以内

九 日蓮宗から選出された学識経験者 1人

十 学校法人の適正な運営に必要な知見を有するこの法人の教職員および学識経験者から、理事長が推薦し、理事会が選任した者 2人以上5人以内

2 前項の理事については、別に定める学校法人立正大学学園理事ならびに評議員選任に関する規則によって選任する。

(監事の選任)

第16条 監事は、次の各号に掲げる者を評議員会の同意を得て、理事長が選任する。ただし、監事の内1人を常任とすることができる。

一 日蓮宗宗会において推薦した者でこの法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員または役員の配偶者もしくは三親等以内の親族以外の者 1人

二 学識経験者でこの法人の理事、職員、評議員または役員の配偶者もしくは三親等以内の親族以外の者 1人以上2人以内

2 前項各号の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員の任期および補充)

第17条 役員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事は、その選任の条件とされている地位を失ったときは退任する。

3 理事は、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1か月以内に補充しなければならない。

4 監事に欠員を生じたときは、1か月以内に補充しなければならない。

5 補欠または増員によって選任された役員の任期は、他の在任役員の任期の満了すべきときまでとする。

6 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長、副理事長または常任理事にあっては、その職務を含む。）を行う。

(役員の実任の免除)

第17条の2 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、

職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人および一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第17条の3 理事（理事長、副理事長、常任理事、業務を執行したその他の理事またはこの法人の職員でないものに限る。）または監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人および一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事と締結することができる。

(役員解任および退任)

第18条 役員が、次の各号の一に該当する場合には、理事総数の4分の3以上が出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決および評議員会の議決により、解任することができる。

- 一 法令の規定またはこの寄附行為に著しく違反したとき
- 二 心身の故障のため職務の遂行に堪えないとき
- 三 職務上の義務に著しく違反したとき
- 四 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡
- 四 私立学校法第38条第8項第一号または第二号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事会の構成)

第19条 この法人に理事会を置き、理事をもってこれを構成する。

(理事会の職務権限)

第20条 理事会は、この寄附行為に基づき、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

2 理事長は、理事会に業務に関する報告をしなければならない。

3 理事長は、評議員会に提出しようとする議案につき、あらかじめ理事会の意見を聞かなければならない。

(業務の決定の委任)

第20条の2 法令およびこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(常任理事会)

第20条の3 理事会・評議員会に付議する事項についての事前協議および調整その他必要な事項についての審議決定を行うため、常任理事会を置く。

2 常任理事会は次の各号の理事によって構成する。

- 一 理事長
- 二 副理事長
- 三 立正大学長
- 四 常任理事
- 五 事務局長

3 常任理事会に関する必要な事項については、別に定める学校法人立正大学学園常任理事会規程によるものとする。

(理事会の招集)

第21条 理事長は、毎月1回定例理事会を招集する。

2 前項にかかわらず、理事長は必要と認めるとき臨時理事会を招集することができる。

3 理事長は、理事の3分の2以上から会議の目的たる事項を示して理事会招集の請求があったときは、7日以内にこれを招集しなければならない。

4 理事長は、理事会を招集するには、会日より7日前に各理事および監事に対して、会議の目的たる事項を示して書面または電磁的方法により通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(理事会の議事)

第22条 理事長は、理事会の議長となる。

2 第25条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

3 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第7項の規定による除斥のため3分の2に達しないときは、この限りではない。

4 やむを得ない事由により理事会に出席できない理事は、事前に通知された事項について書面または電磁的方法をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

5 理事会は、出席した理事の過半数の同意により議決をする。ただし、法令およびこの寄附行為に別段の定めがあるときは、その定めによる。

6 理事会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長ならびに出席した理事のうちから互選された理事2人以上および出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。）し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

7 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

8 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(理事会の特別議決事項)

第23条 次に掲げる事項については、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

一 予算および決算

二 事業計画および事業に関する中期的計画

三 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）、ならびに重要な資産の取得および処分に関する事項

四 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務を負担し、または権利を放棄する事項

五 学校、大学院、学部、学科および図書館等の重要機関の設置および廃止

六 設置する学校の長の任免に関する事項

2 前項第二号に定めるこの法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上7年以内とする。

(立正大学長の任命)

第23条の2 理事長は、立正大学長選挙管理委員会から学長選挙結果の報告を受け、選挙集会により学長候補者として選出された者を理事会に推薦する。

2 理事会は、理事長から推薦された学長候補者を学長として任命する。ただし、理事会が理事長から推薦された学長候補者の任命を否決した場合には、理事長は期限を定めて再び立正大学長選挙管理委員会に対し、学長選挙の実施を求めなければならない。

3 前項ただし書の規定に基づき、再度の学長選挙を実施する場合には、立正大学長選挙管理委員会規則を準用する。

(理事の地位)

第24条 理事長以外の理事は、この法人を代表する権限を有しない。ただし、第10条による理事長代理は、その地位にある間は代表権を有するものとする。

(監事の職務、権限)

第25条 監事の職務は、次のとおりとする。

一 この法人の業務を監査すること

二 この法人の財産の状況を監査すること

三 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること

四 この法人の業務もしくは財産の状況または理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会および評議員会に提出すること

- 五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、この法人の業務もしくは財産または理事の業務執行に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、または理事会および評議員会に報告すること
- 六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会および評議員会の招集を請求すること
- 七 この法人の業務もしくは財産の状況または理事の業務執行の状況について、理事会および評議員会に出席して意見を述べること
- 2 前項第六号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会または評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会または評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは寄附行為に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

#### 第4節 評議員会

(評議員会の構成)

第26条 この法人に、評議員会を置き、33人以上35人以内の評議員をもって、これを構成する。

(評議員の選任)

第27条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。ただし、第五号から第七号までの評議員については理事会に諮り決する。

- 一 立正大学長 1人、立正大学附属立正高等学校長および立正大学附属立正中学校長より 1人 2人
  - 二 立正大学の各学部長、ただし、このなかから理事に選任された者があるときはその所属学部は別に評議員を選出するものとする。 9人
  - 三 事務局の副局長、部長、課長およびこれに準ずる職にある者のうちから選出された者 2人
  - 四 立正大学附属立正高等学校および立正大学附属立正中学校の教員のうちから選出された者 1人
  - 五 立正大学の各学部の卒業生のうちから各1人および立正大学附属立正高等学校、立正大学附属立正中学校の卒業生のうちから1人、いずれも満25歳以上の者 10人
  - 六 日蓮宗責任役員職にある者のうちから選出された者 2人
  - 七 日蓮宗宗会において選任された者 5人
  - 八 理事会の選任する学識経験者 2人以上4人以内
- 2 前項のうち、第二号から第七号までの評議員については評議員会において出席評議員の3分の2以上の同意を得た議決によって定める規則によって選任する。

(評議員の任期)

第28条 評議員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、その選任の条件とされている地位を失ったときは、退任するものとする。
- 3 評議員は、その任期の満了の後でも、後任者が就任するまではその職務を行う。
- 4 評議員は、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1か月以内に補充しなければならない。
- 5 補欠または増員によって選任された評議員の任期は、他の在任評議員の任期の満了すべきときまでとする。

(評議員の解任および退任)

第28条の2 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- 二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡

(評議員会の職務)

第29条 評議員会は、次に掲げる事項について議決する。

- 一 この寄附行為で評議員会の議決を要するものとした事項
- 二 予算および決算
- 三 事業計画および事業に関する中期的な計画ならびに事業報告
- 四 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- 五 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）、ならびに重要な資産の取得および処分に関する事項
- 六 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務を負担し、または権利を放棄する事項
- 七 その他、この法人の運営に関する事項で理事会が定めた重要事項

(評議員会の権限)

第30条 評議員会は、この法人の業務、財産状況または役員の業務執行の状況について役員に意見を述べ、もしくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる。

(評議員会の招集)

第31条 評議員会は、理事長がこれを招集する。

- 2 理事長は、評議員の3分の1以上の評議員から会議の目的たる事項を示して招集を請求された場合、および第25条第五号の規定によって監事から評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。

(評議員会長)

第32条 評議員会に、評議員の互選によって評議員会長1人を置く。

- 2 評議員会長は、評議員会の議長となり、議事を整理する。
- 3 評議員会長に事故があるときは、出席評議員の互選によって、評議員会長の職務を臨時に代理する者を定める。
- 4 評議員会長の任期は、評議員としての期間とする。ただし、再任を妨げない。

(定時評議員会)

第33条 定時評議員会は、予算を付議する評議員会、決算を付議する評議員会の年2回招集する。

- 2 定時評議員会を招集するには、会日の7日以前に各評議員および監事に対して会議の目的たる事項を示して書面または電磁的方法により通知しなければならない。

(臨時評議員会)

第34条 理事長は、前条第1項以外に評議員会の開催を必要と認めたとき、または第31条第2項の規定による請求があったときは、臨時評議員会を招集する。

- 2 前条第2項の規定は、臨時評議員会の招集通知にこれを準用する。ただし、同項中「7日以前」とあるのは「2日以前」と読み替えるものとする。

(評議員会の議決)

第35条 評議員会は、評議員の3分の2以上の出席がなければこれを開くことができない。ただし、第7項の規定による除斥のため3分の2に達しないときは、この限りではない。

- 2 評議員会は、あらかじめ通知された事項でなければ議決することができない。ただし、出席評議員の3分の2以上の同意があるときは、この限りではない。
- 3 評議員会の議事は、法令ならびにこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において議長は評議員として議決に加わることができない。
- 5 理事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 6 評議員会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長ならびに出席した評議員のうちから互選された評議員2名および出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。）し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 7 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

第5節 顧問

(顧問)

第36条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、評議員会の承認を得て理事長が選任する。

3 理事長は、この法人の経営について必要と認めるとき顧問の意見を徴することができる。また、特定の業務を委嘱して顧問を常任とすることができる。

4 顧問は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

5 顧問は、就任したときから2か年でその任期を終わる。ただし、再任を妨げない。

6 常任する顧問には評議員会の承認を得て、給与を支給することができる。

7 前項以外の顧問には、給与は支給しない。ただし、その職務を行なうための必要な費用の弁償を受けることができる。

#### 第6節 役員および評議員の待遇

(役員および評議員の待遇)

第37条 役員には、別に定める役員報酬等規程の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 評議員には、給与は支給しない。ただし、その職務を行うため必要な費用の弁償を受けることができる。

### 第3章 資産および会計

(資産)

第38条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- 一 財産目録記載の財産
- 二 資産から生ずる果実
- 三 学生生徒等納付金、手数料
- 四 寄附金
- 五 補助金
- 六 その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、基本財産および運用財産とする。

2 基本財産および運用財産の区分は、別紙財産目録の区分に従うものとする。

3 基本財産は、消費し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由のあるときは、その一部に限り処分または担保に供することができる。

4 前項の場合、理事全員の同意を得、評議員会においては、出席評議員の3分の2以上の同意を得た議決を要する。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産または運用財産に編入する。

(積立金の運用)

第40条 基本財産および運用財産のうち積立金は、確実な銀行もしくは郵便局の預貯金とするかまたは国債その他確実な有価証券を購入し、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第41条 この法人ならびに設置する学校、その他の教育施設の経営に要する経費は、基本財産および運用財産から生ずる果実ならびに学生生徒等納付金、手数料、寄附金、補助金その他の運用財産で支弁する。

(会計年度)

第42条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(予算)

第43条 予算は、当該年度開始前までに編成しなければならない。

第44条 削除

(決算および実績の報告)

第45条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2か月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2か月以内に、評議員会において決算および事業の実績を報告し、承認を得なければならない。

(財産目録等の備付けおよび閲覧)

第45条の2 この法人は、毎会計年度終了後2か月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および役員等名簿（理事、監事および評議員の氏名および住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準および寄附行為を事務局に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。

（情報の公表）

第45条の3 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

一 寄附行為もしくは寄附行為変更の認可を受けたとき、または、寄附行為変更の届出をしたとき  
寄附行為の内容

二 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

三 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類内容

四 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給基準

第4章 寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

第46条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事の3分の2以上の同意を得、評議員会において出席評議員の3分の2以上の同意による議決を得なければならない。ただし、第1条、第3条、第5条、および本条につき変更しようとするときは理事全員の同意を得、出席評議員の4分の3以上の同意による議決を得なければならない。

2 寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

3 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず文部科学大臣に届け出なければならない。

第5章 解散および合併

（解散）

第47条 この法人は、法定の解散事由によるほか、評議員会の解散議決によって解散する。

2 評議員会の解散議決は、理事全員の同意を得、評議員会において、出席評議員の4分の3以上の同意による議決を得なければならない。

3 第1項による解散は、文部科学大臣の認可または認定を受けなければその効力を生じない。

（残余財産の帰属者）

第48条 解散（合併・破産の場合を除く）した場合における残余財産は、理事の3分の2以上の同意を得、評議員会において出席評議員の3分の2以上の同意を得た議決により、宗教法人日蓮宗関係の学校その他教育事業を行う公益社団法人もしくは公益財団法人に帰属する。

（合併）

第49条 この法人が合併しようとするときは、理事の3分の2以上の同意を得、評議員会において出席評議員の3分の2以上の同意による議決を得なければならない。

2 前項による合併は、文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

第6章 補則

（公告の方法）

第50条 この法人の公告は、立正大学、立正大学付属立正高等学校、立正大学付属立正中学校の掲示場に掲示して行う。

第51条 削除

附 則

（組織変更当初の役員）

この法人の組織変更当初の役員は次の通りとする。

理事 飯沼 龍遠

〃 西川 景文

〃 新倉 海北  
〃 石川 海浄  
〃 藤田 教哉  
〃 貝山 宣泰  
〃 池田 是淳  
〃 永倉 唯嘉  
〃 中西 本秀  
〃 木村 邦随  
〃 望月 桓匡  
〃 増田 宣輪  
〃 熊井 本光  
〃 岩渕 日照

監事 江利山 義頭

附 則 1

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、組織変更の登記日から施行する。

附 則 2

(改正寄附行為の施行期日)

- 1 この寄附行為は、認可の日から施行する。
- 2 改正寄附行為施行の際、理事長、理事、監事、および評議員である者は、改正寄附行為によって選挙される者が就任するまでは、それぞれ改正寄附行為によって選任された者とみなす。

附 則 3

- 1 この改正寄附行為は、認可の日（昭和56年1月22日）から施行する。
- 2 第17条第1項、第28条第1項の規定にかかわらず、この改正の当時在任する理事、監事、評議員の任期は、この改正寄附行為施行後遅滞なく行う理事、監事、評議員の選任がされる日までとする。
- 3 第27条第1項第五号による法学部卒業生の評議員については昭和60年4月以後選出されるものとする。

附 則 4

- 1 この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和58年1月17日）から施行する。

附 則 5

- 1 この改正寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和61年3月17日）から施行する。

附 則 6

- 1 この改正寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和63年3月23日）から施行する。

附 則 7

- 1 平成3年4月11日文部大臣認可のこの改正寄附行為は平成3年6月1日より施行する。

附 則 8

- 1 この改正寄附行為は、文部大臣認可の日（平成5年11月30日）から施行する。

附 則 9

(施行期日)

- 1 平成6年1月28日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成6年4月1日から施行する。  
(立正大学仏教学部第一部・文学部第一部・経済学部第一部の存続に関する経過措置)
- 1 立正大学仏教学部第一部・文学部第一部・経済学部第一部は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成6年3月31日に当該学部在学する者が当該学部在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 10

- 1 この改正寄附行為は、文部大臣認可の日（平成6年3月16日）から施行する。

附 則 11

- 1 平成6年12月21日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 12

- 1 この改正寄附行為は、文部大臣認可の日（平成7年4月12日）から施行する。

附 則 13

(施行期日)

- 1 平成7年12月22日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成8年4月1日から施行する。

(立正大学社会福祉学部卒業生の評議員)

- 1 第27条第1項第五号による社会福祉学部卒業生の評議員については平成12年4月以後選出されるものとする。

附 則 14

- 1 この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成9年12月19日）から施行する。

附 則 15

(施行期日)

- 1 平成9年12月19日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成10年4月1日から施行する。

(立正大学地球環境科学部卒業生の評議員)

- 1 第27条第1項第五号による地球環境科学部卒業生の評議員については平成14年4月以後選出されるものとする。

附 則 16

- 1 この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成11年12月22日）から施行する。

附 則 17

- 1 この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成12年8月2日）から施行する。

- 2 第27条第1項第五号の評議員のうち立正大学社会福祉学部および立正大学地球環境科学部卒業生の評議員については、附則13および附則15においてそれぞれ規定された期日に選出されるまでの間、その定員を減じるものとする。また、関連して第26条の評議員会の構成人数についても、同様に減じる。

附 則 18

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成13年5月29日）から施行する。

附 則 19

(施行期日)

- 1 平成13年5月29日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 20

(施行期日)

- 1 平成13年12月20日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

(立正大学心理学部卒業生の評議員)

- 1 第27条第1項第五号による心理学部卒業生の評議員については平成18年4月以後選出されるものとする。また、その間は評議員定員を減じるものとする。

附 則 21

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成14年1月21日）から施行する。

附 則 22

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、第322回評議員会議決の日（平成15年5月28日）から施行する。

附 則 23

(施行期日)

- 1 平成15年10月22日付け 文部科学大臣へ届け出のこの寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 24

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成16年8月17日）から施行する。

附 則 25

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成18年3月31日）から施行する。

- 2 改正後、この寄附行為が施行された際に役員であった者は、改正後のこの寄附行為に基づいて選任された者とみなす。

附 則 26

- 1 文部科学大臣へ届け出のこの寄附行為は、平成21年5月27日から施行する。

附 則 27

1 文部科学大臣へ届け出のこの寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 28

1 文部科学大臣へ届け出のこの寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

(立正大学社会福祉学部人間福祉学科の存続に関する経過措置)

2 立正大学社会福祉学部人間福祉学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成24年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 29

1 文部科学大臣へ届け出のこの寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 30

平成28年10月21日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 31

令和2年3月18日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 32

(施行期日)

1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(令和2年10月23日)から施行する。

(立正大学データサイエンス学部卒業生の評議員)

1 第27条第1項第五号によるデータサイエンス学部卒業生の評議員については令和7年4月以後選出されるものとする。また、その間は評議員定員を1名減じるものとする。

附 則 33

(施行期日)

1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(令和4年7月7日)から施行する。

附 則 34

(施行期日)

1 令和6年1月11日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和6年3月1日から施行する。

(経過措置)

1 この寄附行為の施行の際、現に在任する役員の資格および構成ならびに常任理事の職務については、その任期終了の時までは、なお従前の例による。